68 表 69 表

第67表 迷惑防止条例違反の送致状況

·#	* -	长比	様		平成	26 年	平 成	25 年	前 年	= 比
違	反	態			件 数	人員	件 数	人員	件数	人員
総				数	2,561	2,518	2,493	2,465	68	53
ダ フ	ヤ行	為 (第 2	条)	13	12	11	17	2	$\triangle 5$
ショ	バヤ行	為 (第 3	条)	-	_	-	_	-	_
景 品	買行	為 (第 4	条)	-	_	-	-	-	_
	(卑わい	行為(第 1	項)	1, 940	1,891	1, 994	1,958	$\triangle 54$	△67
粗 暴 行 (第 5 多		うち)	盗	撮	(617)	(603)	(633)	(622)	(△16)	(△19)
	しそ の	他(第2・3	・4項)	-	_	-	_	-	_
つき	まとい行	為等(第 5 条	の 2)	8	9	7	3	1	6
押	売 行	為 (第 6	条)	-	_	-	_	_	_
不当力	な客引行:	為等(第 7	条)	599	605	481	487	118	118
ピンク	ビラ配布行	為等(第7条	の 2)	_	_	-	_	_	_
そ	0	り		他	1	1	-	-	1	1

注 盗撮は卑わい行為の内数である。

数值:生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

				1	1	
	X		}	平成 26 年	平成 25 年	前 年 比
スト	、一カー	行 為 等	こ係る相談	2, 204	1, 466	738
警	告 書	の交	付(第4条)	492	300	192
禁	止	命	令(第5条)	5	15	△10
仮	\mathcal{O}	命	令(第6条)	_	_	_
援	助	の実	施(第7条)	269	139	130
送「ス	トーカ	一行為;	韋 反(第13条)	104	34	70
致【禁	上 命	令 違	反(第14条)	2	4	$\triangle 2$

注 ストーカー規制法とは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

数值:生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

								\ 1	117
	区		分	平 成 26	年	平 成 25	年	前	年 比
配偶	者の暴	力行為し	こ係る相談	4, 107		2, 821			1, 286
接 近	禁止・	退去命	令(第10条)	25	(24)	14	(12)		11
接	近	禁	止 (第10条1項1号)	77	(72)	71	(64)		6
退	去	命	令 (第10条1項2号)	1		-			1
援	助の	実	施(第8条の2)	2, 508		1,510			998
送 致 { 保	護 命	令 違	反(第29条)	2		4			$\triangle 2$

注 () 内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数值:生活安全総務課